

令和5年度生徒心得及び携帯電話等に関する規定

熊本県立小川工業高等学校

1 生徒心得

[前文]

高校生活を有意義に送るためには、学業に専念し知識を広めることは勿論、秩序ある集団生活を通して、豊かな個性の錬磨に傾注しなければならない。

このことにより、自らの個人の品性も高められるのである。本校はここに生徒心得を制定した。

生徒は、この心得に示した事項を守り、将来有意な社会の形成者となるように努めなければならない。

第1章 総 則

- 1 学校内における集団生活は、社会生活へとつなげる修養の場である。常に誠実な態度で互いに協力し合い教養を身につけるとともに、明朗な生活を送るように努める。
- 2 勉学に励み、工業高校生としての自覚を持ち、技能を磨くと同時にスポーツに親しみ、剛健なる精神を養う。
- 3 礼節は、道義の基である。教養を修めつつある生徒の態度としては、互いに挨拶をかわし、丁寧な言葉を遣い、礼儀正しく接するよう心がけることが大切である。

第2章 学 習

学習は学校生活の根幹であり生命である。

故に学習にあっては生徒としての誇りと責任を持ち、誠心誠意努力しなければならない。

- (1) 始業時間には余裕を持って登校し、学習に支障のないように準備する。
- (2) 通学に際しては、交通規則及び交通道德を守り、交通機関の遅延その他事故を起こした場合は直ちに学校に連絡する。
- (3) 病気又は事故等のために欠席するときは、始業時前までに保護者が学校に届け出る。
- (4) 遅刻、欠席をした者は、その理由を速やかに学級担任に届け出る。
- (5) 登校後放課までの時間は、校外に出てはならない。やむを得ない理由があるときは、学級担任、教科担任の許可を受ける。
- (6) 授業中教室の出入り、転席等はすべて教科担任の指示を受けなければならない。
- (7) 教科書等を忘れたときは、始業前に届けること。
- (8) 考査期間中や職員会議中は職員室及び会議室には入ってはならない。ただし、必要なときは入口で許可を受けること。
- (9) 考査の際は筆記用具以外を身近においてはならない。所持品は大小を問わず廊下におき、私語、その他の不正行為をしてはならない。また、携帯電話は電源を切り、バッグの中に入れておくこと。なお、原則として時間内の退出は認めない。ただし、やむを得ない理由がある場合は考査監督者の指示に従うこと。
- (10) すべての提出物は期限内に余裕をもって早めに提出するように心掛ける。

- (11) 下校時間は午後6時とする。ただし、部活動や課外等で遅くなる場合は文化体育振興会の規則に従う。部活動・課外等での下校時間は、上期(4月～10月)男女とも午後7時00分、下期(11月～3月)男子は午後7時00分、女子は午後6時45分とする。

第3章 服装

服装は常に質素にし、清潔端正であるように心掛ける。

(1) 制服

制服は学校指定のものとし、夏服、冬服への移行期間は特に定めない。ただし、式典時の服装は、6月～9月を夏服とし、それ以外は冬服とする。また、厳寒時には、マフラー(ネックウォーマー)、手袋は使用してもよいが、校内ではこれを禁ずる。

(2) 履物

通学時は、黒色の革靴又は運動靴で質素なもの、室内では学校指定の上履きを使用する。靴下は白、黒、紺、グレーとする。

(3) 鞆

通学時は学校指定のバッグを使用する。

(4) 頭髪

高校生らしく清潔を旨とする。

(男子) 長さは、前髪は眉にかからず後ろ髪は襟・耳にかからないバランスのとれた髪型とする。また、故意に変形した髪型は禁止とする。

(女子) 前髪は眉を越える長さの場合はピンで留めることとし、後ろ髪は肩にかかる以上のものは束ねること(ゴムひもを使用する場合は、黒、紺、茶のものを使用する)。髪飾り等は禁止する。

なお、パーマ・染色(脱色)など、故意に変形・変色すること、化粧・ピアス・眉そり・アイプチ・カラーコンタクトは男女とも禁止する。エクステンション等も禁止とする。

男子生徒 頭髪の基準

前髪は眉にかからない
清潔感があり、バランスの
取れた髪型



襟足はシャツの襟にかからない
襟足は短く整えること

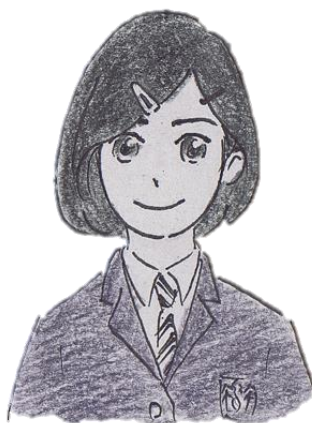
横は耳にかからない
*眉も剃らない



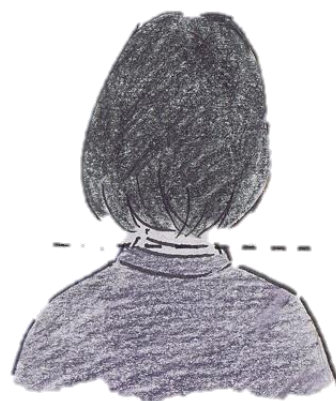
女子生徒 頭髪の基準



前髪は眉の高さまでとする



長い場合はピンでとめる



肩につく場合は、必ず結ぶ

第4章 校内生活

学校生活を正しく営むことは、秩序ある社会において、活力ある生活を営むための基盤であって、そこで初めて輝かしい個性が養われるものである。

- (1) 教室は常に整理整頓を保ち、校舎の施設及び器具類を大切にし、破損・汚損・落書き等の行為をしない。誤って公共物を破損又は汚損した場合は、直ちに学級担任又は関係の先生に届けなければならない。動機の如何によっては、その補償もしなければならない。
- (2) 清掃は特に入念に行い、終了後は必ず係教師の点検を受ける。
- (3) 校内の施設・設備等は、無断で使用してはならない。また、実習場所その他危険な場所には、指示なく立ち入りを禁止する。
- (4) 貴重品は必ず身につけておく。体育時及びその他やむを得ず身体より離す場合は、所定の貴重品袋に入れ担当教師に預ける。
- (5) 授業日でも臨時に施設設備その他を使用するときは、予め関係教師の許可を得、使用後は後始末をして必ず報告する。
- (6) 休憩時には次の学習の準備をする。無断で校外に外出しないこと。
- (7) 昼食は所定の時間、所定の場所でとる。
- (8) 部室の使用は、各部の活動時間のみとする。
- (9) 校内において掲示をなす場合は学校の許可を受ける。
- (10) 校内での集会及び出版物や放送は、事前に関係教師の指導を受け、場合によっては許可を受ける。また、校内での政治的活動は禁止する。
- (11) 生徒間の金銭の貸借はしない。
- (12) 校内において、拾い物をしたときは、直ちに教師に届ける。紛失したときも同様である。
- (13) 学校には学校生活に不必要なもの（漫画、ゲームなど）を持ち込んで서는ならない。

第5章 校外生活

校外の生活は社会人としての実践の場でありその礼法・態度は校風を反映し、学校を評価されるものである。常に一人一人が学校の名譽を担う代表者であるという自覚の下に行動し、進んで地域社会の模範となるように心掛ける。

- (1) 外出の際は必ず家の人に行き先を告げること。また無断外泊は禁止する。
- (2) 夜間外出は禁止する。（深夜徘徊は補導の対象となる）
- (3) 居酒屋等の飲食店、パチンコ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、ゲームセンターその他高校生として相応しくない施設には出入りしない。
- (4) 飲酒・喫煙は、厳禁する。
- (5) 男女間の交際については、互いに人格を尊重し節度を守ること。また、他人の誤解を招くような行動や言動があってはならない。
- (6) 個人・グループでの登山やキャンプ旅行等の計画は必ず保護者、担任、学校の許可を受ける。
- (7) アルバイトは原則として認めない。ただし、長期休業中は学校の許可を得て行うことができる。また、家庭の都合（経済的な理由等）で通年のアルバイトが必要な場合も同様とする。その際は、夜間に及ぶものや高校生として相応しくない施設、危険を伴うもの等は許可しない。
- (9) バス、電車等の利用時にはルールやマナーを守ること。
- (10) 常に身分証明書を携行し、小川工業高校の生徒として自覚と誇りを持って行動する。

第6章 交通

1 自転車通学に関する規定

(1) 許可条件

- ①防犯登録をすること。
- ②ステッカーを所定の位置に貼ること。
- ③道路交通法を遵守し、安全運転をすること。
- ④自転車は常に安全整備がなされていること。
- ⑤オートライト、二重ロックの装備をしていること。
- ⑥ヘルメットの着用を推奨する。

(注) 収容台数上、近距離は許可しないこともある。

以上の事項に違反したものは、通学許可の取消し、又は停止をすることがある。

(2) 許可の申請手続きについて

自転車通学を希望するものは、自転車通学願に必要事項を記入し係に提出する。

(3) 許可について

申請者の自転車等について点検を行い、合格したものについて許可する。

2 二輪車の免許取得に関する規定

二輪車の免許取得は認めない。ただし、単車通学希望生については条件を満たしている者に限って、2年次以降に原動機付自転車の免許取得を認める。

(条件は単車通学に関する規定に定める)

3 単車通学に関する規定

(1) 許可条件について

原則として学校まで10km程度で公共交通機関の利用が著しく不便な者とする。ただし、生徒の通学状況によっては学校が指定した駅までの単車の利用を認めることもある。

(2) 許可申請手続きについて

上記条件に該当する者は、単車通学許可願と原動機付自転車免許の受験許可願を提出し、校長より許可を受ける。

(3) 許可者は次の事項を守ること。

- 単車の使用は通学時のみ認める。
- ステッカーは指定された位置に貼ること。
- 乗車時は長袖と手袋、制服の上に学校指定のジャンパー（緑色）を着用する。
- 鞆・バッグ類は荷台に固定するか、ボックスの中に入れ、ライトを常時点灯すること。
- 単車通学許可証は必ず身につけ乗車すること。
- 道路交通法を守り、安全運転をすること。
- 任意保険に加入してあること。

以上の事項に違反した者は、単車通学許可の取り消し、又は停止をすることがある。

4 普通自動車の免許取得に関する規定

(1) 規 定

- ①自動車学校への入学については、3年生の2学期11月の第1土曜日より入校できる。
ただし、在学中は普通自動車を運転することを禁止する。
- ②自動車学校への入学に関しては、許可願を提出して許可を得ること。なお、その際に自動車学校の入学願書も一緒に提出すること。
- ③修了検定、卒業検定を受験する場合は、事前に届出をして許可を得ること。各検定とも1回のみ公欠扱いとする。ただし、学校行事（終業式や始業式、課題研究発表等）がある場合は認めない。

(2) 細 則

①許可条件

- ア 許可条件については、進路決定した者。しかも2学期中間考査までの成績において欠点科目がない者とする。
- イ 欠点（赤点）のある者については2学期の成績が出た後入校。中間考査のない科目は1学期の成績で判断する。ただし、1学期の成績+2学期の成績=60点以上の者とする。
- ウ 生活態度等で特に問題のある者は、別途審議する。
- エ 原付等の無断免許取得者は、家庭学習期間以降に入校を許可する。
- オ 授業料・学級費等の未納がある場合は、自動車学校入校を認められない。

②入校前の手続き

- ア 説明会に保護者同伴で出席したものに限り、入校（入所）を許可する。
- イ 入校日の1週間前までに、普通自動車免許受験許可願と各自動車学校への入学願書を、生徒・保護者連名で署名捺印の上、生徒指導部へ提出する。
- ウ 入学願書は生徒指導部で確認をし、各自動車学校等へ提出する。

③入校について

- ア 入校時期は11月第1土日以降とする。
- イ 入校条件を満たしていて、誕生日が遅い者は誕生日の1ヶ月前からの入校を認める。

④入校後の指導、手続きについて

- ア 自動車学校へ入校後、校則違反で指導を受けた者は、一定期間教習を停止する。
- イ 2学期期末考査及び3学期学年末考査（卒業考査）において欠点（赤点）を得た者は、その後の教習を停止する。
- ウ 3月1日以前に卒業証書を取得した場合、卒業まで生徒指導部に預ける。
- エ 自動二輪免許の取得及び教習については、在学中は一切認めない。

⑤その他

- ア 自動車学校等での服装は本校規定の制服を着用する。冬季休業中及び家庭学習期間中も同様とする。
- イ 小川工高生としての自覚をもって規律を守り、帰宅時間など厳正であること。
- ウ この規定に違反した者については、卒業延期を含む厳しい処分をする。

5 その他交通一般に関する規定及び注意事項

- (1) 自動二輪車の同乗は禁止する。
- (2) 友人同士での四輪車のドライブは禁止する。

(3) 交通違反及び交通事故を起こした時は、速やかに生徒指導部に申し出ること。

2 携帯電話等に関する規定

携帯電話等（スマートフォン、通信、写真、録画、録音機器）については、「家庭のルール」をつくり、持ち込み許可願を提出した生徒については学校内への持ち込みを許可する。ただし、以下の規定を遵守すること。

- (1) 電源は登校時に校外において切り、下校時は校外に出してから入れること。
- (2) 学校内では一切電源を入れないこと。（緊急時に許可を得た場合を除く）
- (3) アラーム設定等による自動電源 ON 等により、音・バイブが鳴らないようにすること。
- (4) 違反した場合は、携帯電話の預かり指導に従うこと。

※原則、保護者が厳封された封筒にて保管の上、開封は学校で行う。

【1回目：1週間 2回目：2週間 3回目：3週間】

- (5) 保護者の責任のもと【フィルタリング】の手続きをすること。（各携帯電話会社にて無料）

※【フィルタリング】とはインターネット接続の際に「有害サイト」につながらないようにするためのものである。

- (6) その他

- ① 校内では自分で所持し、必要に応じて貴重品袋（担任）で保管してもらうこと。
- ② 機種を変更した場合は、変更の届けをすること。
- ③ 考査時の所持は一切認めない。（不正行為とみなす）

携帯・スマホのルール 小川工業高校版

S（周囲を思いやる）

- ・ 誹謗中傷はしない
- ・ 夜 10 時以降は使用しない

K（危険から身を守る）

- ・ 個人情報には載せない
- ・ ネット上の情報を安易に信じない

B（場をわきまえる）

- ・ ながら使用をしない
- ・ 公共の場でのマナーを考える